

大河原町議会に

請願

陳情

をされる方へ

大河原町議会事務局

1. 請願の意義

請願とは、政治・行政に対して、希望を述べることであり、憲法によって住民に認められた権利であり、公の機関に対して文書でもって誰でも請願書を提出することができます。

2. 請願書の作成

- (1) 請願の方法は、文書（別添 1）により紹介議員の署名又は記名押印を得た上で、大河原町議会議長あて提出願います。
- (2) 請願書の提出部数は、1 部です。
- (3) 請願事項が、2 以上の所管委員会にまたがるときは、事項毎に分割してください。
- (4) 請願書（又は請願団体の代表者）の氏名とその住所（法人等の団体にあっては、所在地）については、記載漏れのないように注意して下さい。

3. 請願提出後の事務

請願書を提出されますと、書式及び記載事項等に不備がなければ受理されます。

その後、原則として一番近い定例会（通例 3 月・6 月・9 月・12 月）において所管委員会に付託され、内容を審査し、採択・不採択の上本会議場で議決されます。

4. 請願書の審議期限

請願書が一番近い定例会で審議されるためには、その本会議招集日の 2 日前までに受理が必要となります。

5. 請願書の採択・不採択後の処理

本会議で請願が採択又は不採択になりますと、請願者にその旨を通知します。

また、採択された請願については、必要に応じ適当な処置をもとめるため町長その他関係執行機関に送付されます。

6. 請願の取り下げ（撤回）

提出した請願書を、請願者の都合により取り下げようとする場合は、請願撤回申出書（別添 2）に紹介議員の署名又は記名押印を得て提出して下さい。

7. 陳情の取扱い

- (1) 陳情についても、文書により行うこととされており、その書式は請願書（別添 1）に準じますが、紹介議員は不要です。
- (2) 提出部数は 1 部です。
- (3) 受理された陳情書については、次の議会運営委員会で取扱いが協議され、写しの配布や所管委員会に送付となります。但し、請願のように採択や不採択の決定はされません。

◎手続等詳細については、大河原町議会事務局にいつでもご相談下さい。

請願・陳情の窓口及びお問い合わせは

大河原町議会事務局

〒989-1295 柴田郡大河原町字新南 19 番地

☎0224-53-2800

(別添 1)		平成 年 月 日
大河原町議会 議長	殿	紹介議員（署名又は記名押印） 大河原町議会議員
(件名) ○○○○○○○○○○に関する請願書		
地方自治法第 124 条の規定により、請願書を提出します。		
請願者 住所 団体名 氏名（代表者） 電話番号 印		

要旨・理由を記載してください。

1. 要旨 何々〇〇〇〇〇〇 2. 理由 何々〇〇〇〇〇〇	
(注) 1.要旨・理由は簡潔に記入してください。 2.紹介議員のないものは単なる陳情書扱いになります。 3.請願者が2人以上の場合は、代表者を決めてください。	

(注意点)

1. 請願書を提出する場合には「邦文」を用いること。(外口語の場合、邦文の添付)
 2. 陳情書は、請願書の書式に準じて作成し、紹介議員は不要です。
 3. 請願書、陳情書の形式、手続きが整っていないと受理できませんので注意して下さい。
 4. 提出者が2人以上の場合は代表者を決めてください。
 5. 道路、河川、上・下水道など場所に関するものについては、案内図や略図等を必ずつけてください。
 6. 請願・陳情はいつでも受け付けておりますが、なるべく招集日の2日前までに提出してください。
- なお、定例議会は3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。

※その他、不明な点については議会事務局までお問い合わせ下さい。

大河原町議会事務局

電話 0224-53-2800 メール gikai@town.ogawara.miyagi.jp